

新宿区教育委員会会議録

令和元年第10回臨時会

令和元年10月24日

新宿区教育委員会

令和元年第10回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和元年10月24日(木)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時11分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委 員	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	菊 田 史 子
委 員	羽 原 清 雅		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

日程第 1 第 5 4 号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱の一部改正について

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊田委員にお願いいたします。

○菊田委員 承知しました。

○教育長 初めに、今野雅裕委員を教育長職務代理者として指名いたしましたので、御報告いたします。

指名する期間は、令和元年10月17日から令和2年10月16日までです。

ここで、委員の皆様の議席の確認をしたいと思います。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることになっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

---

◎ 第54号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱の一部改正について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第54号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱の一部改正について」を議題とします。

それでは、第54号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第54号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

第54号議案 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱の一部改正についてでございます。

本件につきましては、重大事態に係る調査を行うにあたり、公平性・中立性が確保された調査の組織体制とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、学校問題等調査委員会の委員構成から区職員を除外し、外部委員のみとするほか、必要に応じて臨時委員を追加することができる規定を新設するものです。

それでは、お手元の新旧対照表をごらんください。

また、資料の最後には、改正後の内容を踏まえた設置要綱（案）もおつけしておりますの

で、よろしければ、あわせてごらんいただければと思います。

初めに、調査委員会の組織を規定している第3条から御説明させていただきます。

現行要綱では、調査委員会の委員は、教育委員会事務局次長を会長として、第5項第1号から第7号までに規定している合計8名の委員で構成されておりますが、改正後は、法律に関する専門性を有する者、児童・生徒の心理又は医療に関する専門性を有する者及び教育に関する学識経験を有する者の外部委員3名のみとするものです。

また、現行の第3条第1項から第4項までに規定されている会長の指定につきましては、別に第5条へ移行いたします。こちらにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、新設する第3条第2項及び第3項についてですが、こちらは必要に応じて調査に必要な知識や経験などを有する者のうちから、臨時委員を置くことができる規定を新設するものです。

また、第4項の報酬額の規定では、委員にはこれまで同様に日額2万円の報酬を支払うこととするほか、報酬の対象に臨時委員を加えるものです。

次に、委員の任期についてです。

現行では、第3条第7項に規定されておりますが、これを、2ページ目になりますが、新たに第4条へ移行し、任期は現行どおり2年間とするほか、第2項では、臨時委員の任期について定めることとし、臨時委員は調査の審議が終了したときに退任するものとしております。

続きまして、第5条の委員長についてでございます。

これまでは、教育委員会事務局次長が委員会の会長を務めておりましたが、改正後の委員長は、委員の互選によって定めることとしております。

なお、委員長の職務や代理委員の指定につきましては、従前のおりとなります。

次に、第6条の委員の解職についてです。

こちらは臨時委員を追加することに伴い、規定を整備するものです。

次に、新設する第7条について御説明いたします。

こちらは会議の招集についての規定となりますが、これまでは事務局次長が会長として招集しておりましたが、今後は互選で選ばれた委員長が招集を行うこととします。

また、委員長が選任されるまでの間は、教育長が招集を行うこととし、第3項では調査委員会の開催要件を定めております。

次に、第8条から第10条につきましては、今回臨時委員が追加されたことに伴い、規定を

整備するほか、条の繰り上げ、繰り下げを行うものです。

最後に、3ページの附則についてです。

この要綱は、決定の日から施行するものといたします。

第2項では、現行の外部委員3名については、この要綱の改正後においても、引き続き委員とすることを経過措置として定めるものです。

それでは、議案書1枚目にお戻りいただきまして、第54号議案の提案理由です。

新宿区学校問題等調査委員会設置要綱の一部を改正する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第54号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○羽原委員 この重大事態と認定する、これはどこで誰がやるんですか。

○教育調整課長 こちらにつきましては、まず学校を通じて訴えがあってから、その後、事務局調査を行い、最終的には教育委員会で重大事態について取り扱うかどうかの判断をさせていただくものでございます。

○羽原委員 もう一点、教育委員会が要請したときには、中間報告のようなことができるようになっているのでしょうか。

○教育調整課長 今回、議案として提案させていただいたのは、委員構成に関する要綱のみとなっております。中間報告など求めに応じて、といった部分につきましては、この後、必要な要綱ないし要領、こういったものを修正させていただくということになります。そちらについては修正をさせていただき、適宜、御報告させていただきたいと思いますが、議案として取り扱うことはないということでございます。

○教育長 では、そちらはまたきちんと整えて、教育委員会に報告していくということでしょうか。

○教育調整課長 はい。その予定であります。

○教育長 ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

この要綱は、文教子ども家庭委員会には報告するのでしょうか。

○教育調整課長 通常、要綱改正を議会の委員会にお諮りすることはございません。今回の要綱改正を教育委員会に議案として提案させていただきましたのは、この要綱を定めるときに教育委員会の議案として取り扱った経緯から、今回の改正についても議案として取り扱うこととさせていただいたものでございます。

○教育長 わかりました。

ほかに何か御質問はありますか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第54号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第54号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

### ◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時11分閉会